

○緊急事態宣言時における主な要請内容や市の対応等について

	1回目	2回目	3回目	
措置期間	令和2年4月7日～5月21日	令和3年1月14日～2月28日	令和3年4月25日～5月11日	
主な要請内容や市の対応等	○府民、事業者等への要請・依頼等	◆外出自粛の要請(特措法第45条第1項) ※特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請	◆外出自粛の要請(特措法第45条第1項) ※特に20時以降の不要不急の外出自粛 ◆市独自(次の2点を呼びかけ) ・人と話すときは、相手に感染させない、自分への感染を予防するために必ずマスクを着用する ・やむを得ず外出した場合は、家庭内にウイルスを持ち込まない、家族に感染させないために、帰宅した後は、すぐに手指の消毒や手洗い、うがい、シャワーをする ※経済界には、テレワークの推進(7割削減を目指すことも含め)や時差出勤の推進等のお願い、大学等にはオンライン授業、学生への注意喚起のお願いをあわせて実施	◎府民(市民) ◆外出自粛に関する要請など(特措法第45条第1項) ・不要不急の外出の自粛 ・不要不急の都道府県間の移動の自粛 ◆路上、公園等における集団での飲酒はしないこと(特措法第24条第9項) ◆市独自(特にゴールデンウィーク中の人流抑制の観点から、次の2点を呼びかけ) ・旅行やお出かけは控えること ・家族など普段一緒にいる人と過ごす ◎事業者 ◆交通事業者等への協力依頼(法に基づかない協力依頼) ・人流抑制の観点から、地下鉄やバス等の交通事業者に対し、平日の終電時刻の繰上げ、土日祝の減便、主要ターミナルにおける検温を依頼 ◆事業者への屋外照明(防犯対策上必要なものを除く)の夜間消灯(法に基づかない協力要請) ※経済界には、在宅勤務(テレワーク)や大型連休中の休暇取得の促進等により出勤者数の7割削減をめざすことや、時差出勤等による人との接触低減の取組の強力な推進、20時以降の勤務抑制等を要請 ※大学等には、原則オンライン授業(困難な場合は、クラス分割や大教室の活用等による密の回避)、部活動の自粛徹底等を要請
	○イベント関係(府主催・共催含む)	◆規模・場所問わず開催自粛要請(特措法第24条第9項) ⇒市主催・共催イベントも同様の対応	◆収容人数や収容率等の制限(特措法第24条第9項) ・人数上限 5,000人以下 ・収容率 屋内: 50%以下 屋外: 人と人の距離を十分に確保(できるだけ2m) ◆市独自 ・市主催・共催イベントの原則中止、延期、開催方法の変更(書面開催やWEB開催)	◆社会生活の維持に必要なものを除き、無観客開催を要請(特措法第24条第9項) ◆市独自 ・市主催・共催イベントの原則中止、延期、開催方法の変更(書面開催やWEB開催)
	○施設の使用制限関係	◆基本的に休止を要請(特措法第24条第9項) 【要請に応じない場合、特措法第45条第2項、第3項による個別要請、指示も検討(施設名公表)】 ・遊興施設(キャバレー、クラブ、バー等)、映画館、集会・展示施設、運動施設、遊技施設、文教施設(大学除く) ・床面積1,000㎡超の大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設 ・飲食店(居酒屋含む)については、営業時間短縮要請(～20時 酒類提供は19時) ◆特措法によらない協力依頼 ・床面積1,000㎡以下の大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設	◆営業時間の短縮要請(～20時 酒類提供は19時)(特措法第24条第9項) ・飲食店、遊興施設(バー、カラオケボックス等) ◆特措法によらない協力依頼 ・運動施設、映画館、博物館、図書館、店舗(生活必需品販売部分除く)等について、20時までの時短営業への協力依頼	◆酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケ店も含む)への休業要請(特措法第45条第2項) ※酒類、カラオケ設備の提供を行わない飲食店等は営業時間の短縮要請(～20時) ※宅配、テイクアウトは除く ※営業にあたっては、利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む)、アクリル板の設置などを店舗側に要請(特措法第45条第2項) ◆特措法第24条第9項に基づく休業要請 ・多数の者が利用する施設で床面積1,000㎡超の施設(生活必需品販売部分等除く) ※主な対象: 映画館、商業施設、運動・遊技施設、遊興施設、博物館等 ※1,000㎡以下については、20時までの営業時間短縮等を要請(法に基づかない協力依頼)
	○市有施設関係	◆原則休館(公園については開園)【府の対応と同様】	◆市独自 ・開館時間の短縮(～20時)	◆原則休館(公園については開園)【府の対応と同様】
	○学校関係	◆市立学校園休業(～5月31日) ・放課後児童対策等の対応を行うが、できるだけ家庭で見てもらおうよう強く要請(市独自) ※6月1日から12日までをスタートアップ期間として、分散登校・短縮授業を実施、15日以降、本格再開	◆感染防止を徹底(感染リスクの高い教科活動を行わない等)のうえ、通常運営	◆感染防止策を徹底のうえ、運営 ◎主な内容 ・文部科学省マニュアル「学校の新しい生活様式」の地域の感染レベル3に応じた対応を実施 ・児童生徒同士が近距離で行う実験、観察、合唱、管楽器演奏、調理実習などの感染リスクの高い学習活動は行わない ・部活動は休止
	○こども園・保育所等関係	◆家庭の保育が可能な場合は、利用の自粛を要請(市独自) ※緊急事態宣言解除後、5月28日より通常保育を再開	◆感染防止を徹底のうえ、通常運営	◆感染防止を徹底のうえ、運営 ・保護者の方には家庭保育の協力を依頼(市独自)
	○市職員の出勤抑制関係	◆出勤抑制5割(当初2割から拡大)	◆出勤抑制、時差出勤等は目標設定なし、20時以降の勤務抑制	◆出勤抑制(3割以上)、時差出勤(2割以上)、原則出張の中止・延期、20時以降の勤務抑制
	○その他	◆緊急事態措置コールセンター設置 ◆休業要請に応じない施設(パチンコ店)の見回り ◆市民啓発・注意喚起(防災無線、区広報車、SNS、啓発看板・ポスター等)(市独自)	◆緊急事態措置コールセンター設置 ◆堺東商店街内飲食店への訪問、時短協力依頼(市独自) ◆20時以降の飲食店営業状況確認(市内主要駅付近、幹線道路沿い) ◆市民啓発・注意喚起(防災無線、区広報車、SNS、啓発看板・ポスター等)(市独自)	◆緊急事態措置コールセンター設置 ◆市内飲食店への見回り、感染防止対策協力や啓発 ◆市民啓発・注意喚起(防災無線、区広報車、SNS、啓発看板・ポスター等)(市独自)

※法改正で、施設の使用制限要請に従わない場合の過料(30万円以下)が新たに規定(2月13日～施行)